平成２８年（フ）第９２号
神戸市垂水区上高丸３丁目18番24―103号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1059番地の５
破産者　明石しな乃こと　宮本　剛和
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３７号
奈良市西登美ヶ丘４丁目６番３号
破産者　木村　四郎
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
愛媛県松山市東野３丁目10番51号
破産者　岡本　和也
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
大分県中津市大字島田374番地３
破産者　久保　豊國
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７９２号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目11番28号、従前の住所宮城県塩竈市桜ケ丘10番25―405号
朝日プラザ駅前通
破産者　圷　　宏美（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７９３号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目11番28号、従前の住所宮城県塩竈市桜ケ丘10番25―405号
朝日プラザ駅前通
破産者　伊藤　惠子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
広島県福山市大門町１丁目２番20号
破産者　小川　雅世
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６３号
山口県下関市豊北町大字滝部1073番地１
破産者　**㐂**建設こと　**㐂**　　祐輔
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
山口県下関市豊北町大字粟野4110番地５
破産者　藤岡石油こと　藤岡　親男
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
山口県下関市彦島西山町３丁目８番７号　帖佐方、前住所山口県下関市宮田町１丁目11番８号、前々住所山口県下関市幡生町２丁目９番19号
破産者　中村　雅之
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
熊本市中央区上水前寺１丁目７番12―404号アイリスマンション、前住所熊本市中央区上水前寺１丁目５番23号
破産者　田浦　郁乃
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９９号
熊本市中央区上水前寺１丁目７番12―404号水前寺アイリスマンション、開始決定時の住所熊本市中央区上水前寺１丁目７番12―505号アイリスマンション505号
破産者　田浦　裕子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木336番地４
破産者　澤谷　　勉
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第２５９号
大分市新川町２丁目８番31―302号（ＪＥＴ　ＴＯＷＥＲＳ　ＢＡＹＳＩＤＥ）、開始決定時の住所大分市大字上宗方1781番地の９
破産者　三浦　貴光
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２５号
千葉県南房総市千倉町久保1467番地　森江一広方、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市赤間駅前２丁目２番２―1201号
破産者　中山　洋子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４４号
大分県日田市大字十二町475番地
破産者　近藤　尚子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部